

事業主様

令和7年5月
伊勢労働基準協会
共催：松阪労働基準協会

低圧電気取扱業務特別教育の実施について

【実技教育は開閉器の操作の業務のみを対象としています。活線及び活線近接作業に係る実技教育は行いません。】

低圧（直流750V以下、交流600V以下の電圧）の充電回路の敷設もしくは修理の業務、又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧回路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作については、特別教育を終了した者でなければ業務に就くことができません。（労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条）

当協会では、標記特別教育を実施することとしましたので、この機会に当該作業従事者で教育未修了者はもとより、新たに従事する者等に必ず受講させ、災害防止に万全を期せられますようご配意願いたくここに御案内申し上げます。

記

- 日時 令和7年7月29日(火)
午前9時00分～午後6時55分
- 場所 三重職業能力開発促進センター「ポリテクセンター伊勢」
伊勢市小俣町明野685 TEL0596-37-3121
- 定員 40名
- 科目

内容	時間
関係法令	1時間
低圧の電気に関する基礎知識	1時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
《実技》開閉器の操作の業務のみ	1時間

5. 受講料

会 員 8,800 円(受講料 8,000 円 10%対象 消費税 800 円)

非会員12,100 円(受講料 11,000 円 10%対象 消費税 1,100 円)

※テキスト含む

6. 締切日 令和7年7月11日(金)

※但し、締切日前でも定員になり次第締切ります。

※受講費用は、締切り日以降の取消しはお返し致しませんので、ご了承下さい。

7. 申込方法 別紙の申込書にて当協会にお申し込み下さい。

(申込書 FAX 可)

(1) 受講費用は、申込締切日までに下記に振込頂くか直接ご入金願います。

(振込みの場合の手数料は、申込者ご負担でお願いします)

尚、振込金受取書にて領収証に代えさせていただきます。

振込先	三十三銀行 八間通支店 (普通)0 3 5 8 3 2 5
	口座名義 伊勢労働基準協会

※適格請求書が必要な場合は申込書にチェックを入れて下さい。

申込のアドレスに送信します。

(2) 受講票は、受講費用のご入金確認後、FAX にて返信させていただきます。

* 複数の場合は該当者に応じて返信させていただきます。

8. 修了証 受講修了者には、伊勢労働基準協会長の修了証が交付されます。

※【会場案内図】



近鉄明野駅から徒歩10分、国道23号線「東大淀町」交差点から約1.6km